

2022年度②

# 刑法

(全 4 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I 次の【事例】を読み、以下の〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

(1) 甲はVと長年連れ添った夫婦であったが、Vは数年前から自力で身の回りのことができない寝たきりの状態であった。ある日、Vが風邪をこじらせて肺炎となりA病院の一般病棟の個室に入院したが、主治医の治療で容態は快方に向かっていた。その間、甲は連日Vの病室を訪れ、Vの検温や食事・排せつなどの身の回りの世話をしていた。その様子を見ていた病棟担当の看護師らは、甲を信用して、何かあったら伝えるように甲に伝え病室の巡回を控えめにしていた。

(2) ある日の午後1時半ころ、甲がいつもと同じようにVの個室を訪れようとナースステーションの前を通ったところ、看護師から「Vさんが発熱した午後1時ころから解熱剤の点滴を始めました。そのうち熱は下がると思いますが、何かあつたら声をかけてください。私も30分おきに伺います。」と告げられた。

(3) 甲がVの個室に入ったところ、Vは眠っており、個室の片付けなどしていると、午後1時50分頃、Vがゼイゼイと息苦しそうにし、顔面に発疹が出ていたことからVに声をかけたが、Vから明瞭な返事はなかった。

甲はVが数年前、薬によるアレルギー反応で同様の症状が出て呼吸困難に陥り、生命に危険が及んだことがあり、当時の主治医からもう少し処置が遅れていたら助からなかつたかもしれない、と聞かされていたことを思い出し、同様の症状の現状をこのまま放置すると手遅れになるかもしれないと思った。

(4) 甲はVを1人で介護している生活を続け、疲れ切っていたことから、このままVが死んでくれれば介護生活から解放されるのではないか、以前Vが「こんな生活はもう嫌だ」といっていたことから、このまま死なせてあげた方がVにとっても幸せなのではないかなどと思った。

他方で、長年連れ添ったVを失いたくないという思いや、Vが死亡したことによって年金の受給額が減るのは困るなどとも思った。

(5) ちょうどその時、看護師が個室のドアをノックしたところ、心を決めかねていた甲はもうしばらく考えてからでも間に合うだろうと思い、ドア越しに「今体をふいてるので 20 分ほど待ってください。夫に変わりはありません。」などと告げたところ、看護師は「わかりました。また 30 分後に見に来ます。」といってその場を立ち去った。

看護師が立ち去ったのち、甲が V の様子を見ていると、顔にチアノーゼが現れ、呼吸もさらに苦しそうに見えたことなどから、甲は、V の様態がさらに悪化していることが分かった。甲はしばらく悩んだ末、今すぐに看護師に知らせれば助かるだろうとも思いながら、V の生死を運命にゆだね、結果がどうなろうともその運命に従うこととした。

(6) そして、午後 2 時 15 分頃、検温もしていないのに、午後 2 時 20 分の検温結果として 38 度 5 分と記入した上で、午後 2 時 30 分頃、さらに容体が悪化している V を病室に残してナースステーションに向かい、検温表を看護師に見せながら「体を拭いたら気持ちよさそうに寝てしまいました。しばらくそっとしておいてください。熱は下がっているようです。何かあったらお伝えしますので。」といって病室に戻った。

看護師は、忙しかったこともあり V の言葉を信じて、午後 3 時に巡回すればよいと思って午後 2 時半の巡回を取りやめた。

(7) 午後 2 時 50 分頃、甲は V の呼吸が止まっていることに気付き、甲は助からない運命だったのだと思って帰宅をした。午後 3 時巡回に来た看護師が呼吸が止まっている V に気付き、直ちに救命措置を講じたが、午後 3 時 50 分に V の死亡が確認された。

(8) のちの司法解剖等の結果、以下のことが分かった。

- ① V の死因は、医師の指示に対して、看護師が過失により種類を誤って注射した解熱剤のアレルギー反応によるものであった。
- ② 遅くとも、午後 2 時 20 分までに医師等が V の異変に気付いていれば、すぐさま応急措置を開始し、V を確実に救命することが可能であった。それより後になると、V の救命は確実なものとはいえず、午後 2 時 50 分以降に至ると救命の可能性はほとんどなかった。

〔設問〕 以上の【事例】につき、甲の罪責を検討しなさい（特別法違反の点は除く）。

なお、甲の罪責の検討に当たっては、甲の午後何時何分の時点での不作為を問  
責の対象とするかを明示すること。

II 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 製薬会社の商品開発部長甲は、新薬に関する機密情報をライバル会社に売却して利益を得ようと企て、深夜残業中、自己が排他的に管理するロッカー内から新薬に関する自社のフラッシュメモリー1個を取り出した上、同じ部屋にあるパソコンを操作して同メモリー内の機密データを甲所有のフラッシュメモリーに複写し、その複写メモリーを社外に持ち出した。
- (2) その後、甲は、ライバル会社の乙にこの複写メモリーを売却することとし、自社付近のホテルで乙と会ったが、乙は、金を惜しむ余り、「メモリーの中身を自室で確認してから金を渡す。」と告げて、甲からメモリーを受け取って廊下の向かい側にある自己の部屋に戻り、すきを見て逃走しようとした。乙は、自室から甲の様子を数分間うかがっていたが、不審に思った甲が乙の部屋のドアをノックしたことから、この際甲を殺してしまおうと思い立ち、部屋のドアを開き所持していたナイフで甲の左胸を刺し、メモリーを持って逃走した。
- (3) 重傷を負ってホテルの廊下に倒れていた甲は、同ホテルの従業員に発見されて救急病院に搬送され、その結果、一命をとりとめた。